

第30回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月24日(水) 午後2時30分から午後3時12分

2. 開催場所 網走市役所3階会議室

3. 出席委員 17人

会長	17番	山	田	健	一
会長職務代理者	13番	山	本	登	
委員	1番	川	尻	秀	一
	2番	居	内	和	則
	3番	松	尾	貴	子
	4番	首	藤	勝	広
	5番	安	達	耕	平
	6番	福	田	稔	
	7番	鬼	塚	秀	明
	8番	鈴	木	圭	一
	9番	藤	田	政	揮
	10番	遠	藤	優	一
	11番	鎌	田	直	人
	12番	中	川	一	弘
	14番	相	馬	正	人
	15番	川	崎	伸	弘
	16番	矢	萩	一	毅

4. 欠席委員 無し

5. 議事日程

議案第 1号	現況証明について
議案第 2号	農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第 3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 4号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定及び同計画策定の要請等について

6. 議事録署名委員 14番 相馬正人 15番 川崎伸弘

7. 出席事務局職員

事務局長	佐藤 岳郎
事務局次長	高畑 公朋
農地係長	石垣 友伯
農地係主査	廣野 武
農地係主事	畠山 雅貴

8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第30回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり議事を進行いたします。
議長	本日の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。
	本日の会議の議事録署名委員として、14番、相馬委員、15番、川崎委員の両委員を指名いたします。
	それでは、議案の審議に入ります。初めに、議案第1号「現況証明について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第1号の朗読説明)
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
	(質疑なし)
	それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしとの声あり)
	異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第2号の朗読説明)
	なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものです。許可不要要件については、別紙資料1の1頁に記載しております。以上です。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
	(質疑なし)
	それではおはかりいたします。議案第2号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしとの声あり)
	異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号については、初めに1番から4番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第3号1番から4番の朗読説明)
	なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2頁に記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では不許可要件には該当しないとのことです。また、後程ご説明する議案第3号5番及び6番も同様です。以上です。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
	(質疑なし)
	それではおはかりいたします。議案第3号1番から4番については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしとの声あり)

議長

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号5番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、12番、中川委員の退席を求めます。

(中川委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号5番の朗読説明)

議長

議案について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それではおはかりいたします。議案第3号5番については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(中川委員 着席)

次に、議案第3号6番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、私は退席いたします。

(山田会長 退席)

事務局長

議長が退席されましたので、6番については、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び網走市農業委員会会議規則第31条第1項の規定により、会長職務代理者が議長となり議事を進行いたします。

(山本会長職務代理者 議長席へ着席)

議長

それでは、議案第3号6番の審議を再開します。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号6番の朗読説明)

議長

議案について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それではおはかりいたします。議案第3号6番については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。それでは、議案第3号6番の審議が終了しましたので、ここで議長を交代します。

(山本会長職務代理者 自席へ着席)

(山田会長 議長席へ着席)

事務局長

これ以降、再び、会長が議長となり議事を進行いたします。

議長

次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定及び同計画策定の要請等について」を議題とします。議案第4号については、初めに1番から3番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号1番から3番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積等促進計画(案)の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等の各要件を満たすことが必要です。各要件につきましては別紙資料1の3頁に記載しております。また、後程ご説明する議案第4号

事務局
議長

4番から33番も同様です。以上です。

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

8番
議長

はい。特にございませんでした。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それではおはかりいたします。議案第4号1番から3番の農用地利用集積等促進計画(案)は、各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号4番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、7番、鬼塚委員の退席を求めます。

(鬼塚委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長

(議案第4号4番の朗読説明)

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

8番
議長

はい。特にございませんでした。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それではおはかりいたします。議案第4号4番の農用地利用集積等促進計画(案)は、各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(鬼塚委員 着席)

次に、議案第4号5番から15番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長

(議案第4号5番から15番の朗読説明)

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

8番
議長

はい。特にございませんでした。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それではおはかりいたします。議案第4号5番から15番の農用地利用集積等促進計画(案)は、各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号16番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、16番、矢萩委員の退席を求めます。

(矢萩委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号16番の朗読説明)

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

8番

はい。特にございませんでした。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それではおはかりいたします。議案第4号16番の農用地利用集積等促進計画(案)は、各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(矢萩委員 着席)

次に、議案第4号17番から28番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号17番から28番の朗読説明)

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

8番

はい。特にございませんでした。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それではおはかりいたします。議案第4号17番から28番の農用地利用集積等促進計画(案)は、各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号29番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、私は退席いたします。

(山田会長 退席)

事務局長

議長が退席されましたので、29番については、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び網走市農業委員会会議規則第31条第1項の規定により、会長職務者代理者が議長となり議事を進行いたします。

(山本会長職務代理者 議長席へ着席)

議長

それでは、議案第4号29番の審議を再開します。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号29番の朗読説明)

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

8番

はい。特にございませんでした。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それではおはかりいたします。議案第4号29番の農用地利用集積等促進計画(案)は、各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。それでは、議案第4号29番の審議が終了しましたので、ここで議長を交代します。

(山本会長職務代理者 自席へ着席)

事務局 議長 事務局 議長 8番 議長	(山田会長 議長席へ着席) これ以降、再び、会長が議長となり議事を進行いたします。 次に、議案第4号30番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。 (議案第4号30番の朗読説明) ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。 はい。特にございませんでした。 議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それではおはかりいたします。議案第4号30番の農用地利用集積等促進計画(案)は、各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号31番及び32番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、4番、首藤委員の退席を求めます。 (首藤委員 退席) 事務局に議案の説明を求めます。
事務局 議長 8番 議長	(議案第4号31番及び32番の朗読説明) ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。 はい。特にございませんでした。 議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それではおはかりいたします。議案第4号31番及び32番の農用地利用集積等促進計画(案)は、各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。 (首藤委員 着席) 次に、議案第4号33番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局 議長 8番 議長	(議案第4号33番の朗読説明) ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。 はい。特にございませんでした。 議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それではおはかりいたします。議案第4号33番の農用地利用集積等促進計画(案)は、各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

議長

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第30回総会を閉会いたします。